

工事における低入札価格調査基準について

工事における低入札価格調査基準について、直接工事費に乗じる率を「0.95」から「0.97」へ引き上げましたので、お知らせします。なお、平成29年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用します。

【問い合わせ先】

防衛省 整備計画局 施設計画課
契約制度企画室 施設契約審査係

03-3268-3111、03-5366-3111

(内) 36448、36449

1 工事における低入札価格調査基準

予定価格算出の基礎となった各費目に表—1 下欄に掲げる率を乗じた額の合計額とします。

改正前

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
95%	90%	90%	55%



改正後

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
97%	90%	90%	55%

表—1

ただし、低入札価格調査基準の範囲は予定価格の7/10～9/10とするので、合計額に100分の108を乗じた額が予定価格の7/10に満たない場合は7/10とし、9/10を超える場合は予定価格の9/10となります。

なお、基準価格算出時の建築及び設備工事における「直接工事費」については「直接工事費－現場管理費相当額A」とし、「現場管理費」については「現場管理費＋現場管理費相当額A」として取り扱います。「現場管理費相当額A」の考え方については別図をご覧ください。

2 特別重点調査の実施対象

予定価格が1,000万円を超える工事において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳の各費用の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった各費目に表—2 下欄の率を乗じて得た金額に満たないもの、及びこれと同等と認めて別に定める者に対して行うものとします。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

表—2

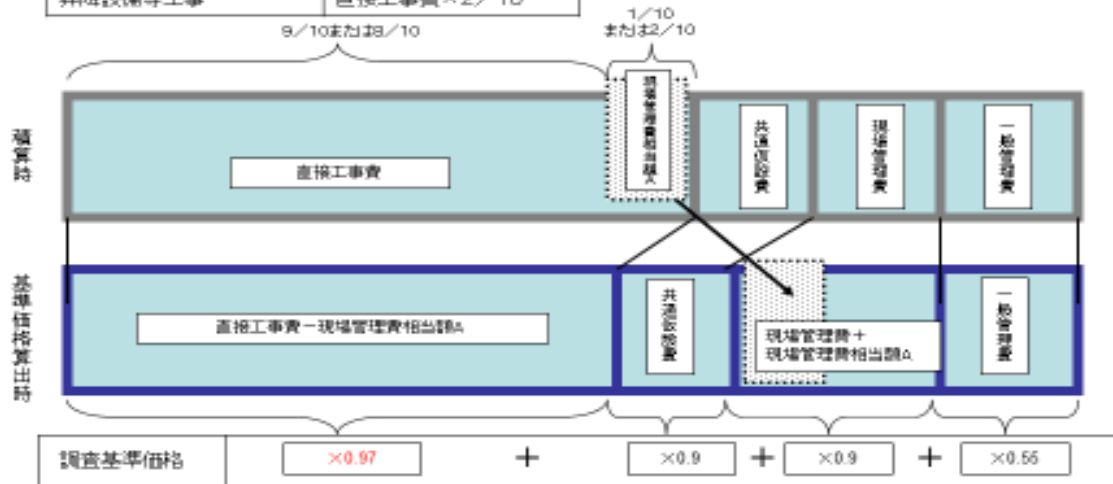
なお、基準価格算出時の建築及び設備工事における「直接工事費」については「直接工事費－現場管理費相当額A」とし、「現場管理費」については「現場管理費＋現場管理費相当額A」として取り扱います。「現場管理費相当額A」の考え方については別図をご覧ください。

◆ 建築工事及び設備工事における調査基準価格算定の考え方

$$(\text{直接工事費} - \text{現場管理費相当額A}) \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ + (\text{現場管理費} + \text{現場管理費相当額A}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55$$

※現場管理費相当額Aは以下の額

昇降設備工事等を除く工事	直接工事費×1/10
昇降設備等工事	直接工事費×2/10



※入札参加者の入札時の工事内訳明細書についても同様の扱いとし、調査基準価格との比較を行います。